⑵　交付場所　〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１　北関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ048―600―1800（内線2442又は2443）ＦＡＸ048―600―1842
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6　申請書の提出
⑴　提出期間　平成28年８月５日から同年８月25日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年８月５日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成28年８月26日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。
ア　防衛省における平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,100点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成13年度以降に、元請けとして、新設発電機（1,000kVA／基以上）設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
イ　建設業法の電気工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、電気工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
9　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「市ヶ谷㉘非常用発電機整備工事○○○・○○○・○○○建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続に従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

東日本電信電話株式会社公告第 20 号

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
なお、本招請は資料等提供者の機密情報及び財産的情報の提出を求めるものではありません。
平成 28 年８月５日
東日本電信電話株式会社
関東病院長　亀山　周二
◎調達機関番号　125　◎所在地番号　13
○東総人医関病企第 16―388 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　導入計画物品名称及び数量　院内検査用試薬・検査用消耗品　一式
⑶　調達方法　購入
⑷　契約期間　平成29年４月１日～平成30年３月31日
⑸　調達に必要とされる基本的な要求用件
①　検体管理加算㈣取得施設基準を満たすこと
②　検査用試薬・材料の範囲
生化学・一般検査
内分泌学検査
免疫・感染症検査
腫瘍関連検査
血液検査
輸血検査
微生物検査
③　院外検査は対象としない
※なお、詳細な検査用試薬の範囲については、平成28年８月５日～平成28年９月22日の間において、ＮＴＴ東日本調達ホームページを通して交付します。交付にあたっては、事前登録が必要です。詳細は、ＵＲＬ：http://www.ntt-east.co.jp/purchase「ドキュメント配布」をご参照ください。
東日本電信電話株式会社　資材調達センタ企画部門　国際調達担当　電話（03）5359―4343
2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに資料等の提供を招請します。
⑴　資料等の提出期限　平成28年９月22日14時00分（現地時間）（郵送の場合は必着のこと）
⑵　提出先　〒141―8625 東京都品川区東五反田５―９―22　東日本電信電話株式会社　関東病院　企画担当　天野秀一郎
電話（03）3448―6126
ファックス（03）3448―6127
なお、ＮＴＴ東日本ホームページ http://www.ntt-east.co.jp/purchase/inquiry/index.html記載窓口においても問い合わせを行います。
3　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑵　Name and quantity of the products to be purchased : The procurement of chemical reagents and supplies.
⑶　Type of the procurement : Purchase
⑷　Introductory schedule time : March 31, 2017
⑸　Basic requirements of the procurement :
①　Hospital requires that these meet the standard of “additional management fee 4” in Japanese medical insurance.